

相続対策に必須の遺言 ～自筆証書遺言 法務局保管の有無の差異～

その4

民法改正前であれば、自筆証書遺言はご自身で保管する必要がありました。そのため、紛失したり、誰かに破棄・改ざんされたりするなど様々なリスクを伴い、せっかく作り上げたご自身の想いを確実に承継されるための保証がありませんでした。

現在の高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度が新たに設けられました。法務局という公の場で自筆証書遺言が保管されることにより、確実にご自身がつくられた遺言が保護されることになったのです。

遺言書保管法の施行日は、平成32年7月10日とされています。

現行制度における自筆証書遺言の作成における短所には、以下のようなものが考えられます。

- ① 文字を書ける人に限られます。
- ② 紛失や改ざんの心配があります。
- ③ 方式不備、内容不備による無効の可能性がありまます。
- ④ 発見されないリスク、隠匿される恐れがあります。
- ⑤ 遺言者が死亡したら家庭裁判所で検認手続が必要です。

自筆証書遺言を法務局で保管してもらうことで、②ないし⑤についての短所の解消が期待されます。

なお、③の方式不備（例えば、本文がすべて自書されているか、日付及び氏名が自書されているか、押印の有無など）については、法務局で遺言書を預かる際に、遺言書保管官によって確認・指導が行われます。しかし、遺言の内容不備については、具体的な指導・アドバイスは行われないものと思われるため、遺言が無効とされるリスクは残ります。

そのため、公証人が作成する公正証書遺言によれば、文字を書けない人（公証人が作成します。）でも遺言書を作成することができ、かつ、遺言書の内容が無効とされることが少ないことから、より安全であると考えられます。

自筆証書遺言を法務局で保管する制度ができて、遺言者自らが法務局の窓口に出頭して自筆証書遺言を提出しなければならないとされています。そのため、入院中などの理由で法務局に自ら出頭できない人はこの制度を利用することができません。また、本人確認のための書類（運転免許証、個人番号カードなど）の提示も求められます。

● 法務局に遺言書が保管されているか否かによる相違点

	保管されている場合	保管されていない場合
検認手続	不要	要
紛失・改ざん・隠匿の恐れ	ない	ある
費用	保管料などの負担がかかる	かからない
保管手続	本人が法務局に出頭して預ける	—
遺言書の様式	法務省令で定める様式に限る	自由
適合性のチェック	遺言書保管官が外形的な確認（日付・氏名・押印など）を行う	ない
遺言書の撤回	別の遺言で撤回する旨を書く、又は法務局に出向き保管の申請の撤回をし、その遺言書を破棄する	別の遺言で撤回する旨を書く、又は手許の遺言書を破棄する
相続手続	遺言書保管官から交付を受けた「遺言書情報証明書」で手続をする	検認済み証書がついた遺言書で手続をする
遺言書の原本の返還	遺言者の生前中は遺言書の返還を受けることができる。ただし、死亡後は返還されない。	—
遺言書の有無の確認	遺言書保管官から「遺言書保管事実証明書」の交付を受けることで確認できる	金庫や重要書類の保管場所などを探す

（文責：山本和義）